

北海道告示第10899号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項に規定する家畜人工授精に関する講習会を次のとおり実施する。

令和5年6月13日

北海道知事 鈴木 直道

令和5年度家畜人工授精師養成講習会（家畜の種類：牛）

1 開催期日

令和5年(2023年)7月20日から8月14日までの間の14日間

2 開催場所

中川郡本別町西仙美里25番地1

北海道立農業大学校

3 受講資格

北海道立農業大学校の在學生で、令和5年度卒業見込みの者

4 受講者数

24人以内

5 講習科目

(1) 学 科 関係法規、家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存

(2) 実 習 精子検査法、家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存

6 講習用テキスト

家畜人工授精講習会用テキスト

7 受講手続

別記様式による受講願書に、受講者の写真（出願前3か月以内に脱帽して上半身を正面から撮影したもの）を貼り付けた履歴書を添付し、講習会開催日の10日前までに知事に提出すること。ただし、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第24条の2第1項及び第2項に規定する受講等免除者に該当する者は、受講免除科目を修めたことを証する書面（学科目取得証明書等）も併せて添付すること。

8 受講者の決定

受講者は、受講願書の提出があった者のうちから選考の上、決定する。